

牛マルキン事業

事務手続きの流れ

1

肥育牛補てん金交付契約の締結

畜産協会と生産者が契約を行う。



4

生産者積立金の納付

年度ごとに生産者積立金単価の設定をします。
生産者積立金は畜産協会の請求に基づき納付。

請求月齢

肉専用種 25ヶ月齢

交雑種 22ヶ月齢

乳用種 18ヶ月齢



2

個体登録の申込

生後6ヶ月から14ヶ月齢までに事務委託先等へ
個体登録の申込を行う。個体登録の申込
肥育牛の
生年月日の把握

5

販売の届出

おおむね10ヶ月以上肥育した後、販売した場合は、
事務委託先等へ届出を行う。

3

畜産協会より登録受付通知書
(ハガキ)を送付

申込月の翌月に送付します。

登録もれは
補てん対象と
なりません!!申込頭数確認!
もれナシ!!

6

肥育牛補てん金の交付

肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合に、
肥育牛補てん金を交付します。

注 意 事 項

牛マルキン事業は肥育対象の事業ですので、肥育以外の目的に仕向けられた牛は
補てん対象となりません。

↓こちらも対象となりません!!

肉用牛経営安定対策補完事業との重複牛は速やかに異動処理をお願いします。

(中核的担い手育成増頭推進 中核事業) 母牛台帳に記載されている牛

(優良繁殖雌牛導入支援) 奨励金の交付を受けた牛